

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（指定居宅介護支援事業者の指定の申請）</u></p> <p>第24条 法第79条第1項の申請は、別に定める様式による指定居宅介護支援事業者指定申請書により行わなければならない。</p> <p>。</p> <p><u>（指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請）</u></p> <p>第25条 法第79条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定居宅介護支援事業者指定更新申請書により行わなければならない。</p> <p><u>（指定居宅介護支援事業者の変更等の届出）</u></p> <p>第26条 法第82条の規定による事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による指定居宅介護支援事業者変更届により、同条の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による指定居宅介護支援事業廃止（休止、再開）届により行わなければならない。</p>	<p>第24条から第26条まで 削除</p>
<p>第36条 削除</p>	<p><u>（介護医療院の開設許可の申請）</u></p> <p>第36条 法第107条第1項の許可の申請は、別に定める様式による介護医療院開設許可申請書により行わなければならない。</p> <p>。</p> <p><u>（介護医療院の変更許可の申請）</u></p> <p>第36条の2 法第107条第2項の変更の許可の申請は、別に定める様式による介護医療院変更許可申請書により行わなければならない。</p> <p><u>（介護医療院の開設許可の更新の申請）</u></p> <p>第36条の3 法第108条第1項の更新の申請は、別に定める様式による介護医療院開設許可更新申請書により行わなければならない。</p> <p><u>（介護医療院の管理者の承認の申請）</u></p> <p>第36条の4 法第109条第1項及び第2項の承認の申請は、別に定める様式による介護医療院管理者承認申請書により行わなければならない。</p> <p><u>（介護医療院の広告の許可の申請）</u></p> <p>第36条の5 法第112条第1項第4号の許可の申請は、別に定める様式による介護医療院広告事項許可申請書により行わ</p>

<p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 第27条、<u>第28条、第30条から第32条まで、第37条及び第38条</u>の規定により提出する申請書は、所管する広域振興局長に提出しなければならない。</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>(介護医療院の変更等の届出)</u></p> <p>第36条の6 法第113条の規定による介護医療院の開設者の住所その他の省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による介護医療院変更届により、同条の規定による介護医療院の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による介護医療院施設廃止(休止、再開)届により行わなければならない。</p> <p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 <u>第20条から第23条まで、第27条から第29条まで、第31条から第35条まで、第36条の2から第39条まで、第40条の2又は第40条の3</u>の規定により提出する申請書、申出書又は届出書は、所管する広域振興局長に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。